

# 試合・大会の運営に関する規則

(目的)

第 1 条 この規則は、日本学生野球憲章(以下「本憲章」という。)第 10 条に基づき試合・大会に関する手続を定める。

(全国大会)

第 2 条 全日本大学野球連盟または日本高等学校野球連盟が全国大会を開催する場合は、日本学生野球協会にあらかじめ事業概要、予算書を提出、承認を得なければならない。また、大会終了後には遅滞なく、収支決算書を提出しなければならない。

(地域大会)

第 3 条 学生野球団体が地域大会を開催する場合は、全日本大学野球連盟または日本高等学校高野球連盟にあらかじめ事業概要、予算書を提出、承認を得なければならない。また、大会終了後には遅滞なく、収支決算書を提出しなければならない。

(国際試合・大会)

第 4 条 国際試合・大会にあつては全日本大学野球連盟または日本高等学校高野球連盟の定めに従って承認を得なければならない。

(当該加盟校間の試合)

第 5 条 当該加盟校間の試合にあつては全日本大学野球連盟または日本高等学校高野球連盟の定めに従わなければならない。

(クラブチームの試合)

第 6 条 クラブチームの試合にあつては全日本大学野球連盟または日本高等学校高野球連盟の定めに従い承認を得なければならない。

(ピックアップチームの編成)

第 7 条 複数の加盟校から選抜された選手で構成されるチーム(ピックアップチーム)を学生野球

団体が編成する場合は、全日本大学野球連盟または日本高等学校野球連盟を通じて日本学生野球協会の承認を得なければならない。

(加盟校以外との試合)

第 8 条 加盟校が加盟校以外のチームと試合を行う場合は当該加盟学生野球団体に届け出、承認を得なければならない。

- ① 日本野球連盟の加盟チーム
- ② 全日本軟式野球連盟の加盟チーム
- ③ どの組織にも加盟していないチーム(未加盟チーム)
- ④ その他

(施行日)

第 9 条 本規則は平成 22(2010)年 4 月 7 日から施行する。

平成29(2017)年2月27日改正 施行

以上